

平成二十二年五月十四日受領
答弁第四四一号

内閣衆質一七四第四四一号

平成二十二年五月十四日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員塩川鉄也君提出内閣官房報償費（機密費）に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員塩川鉄也君提出内閣官房報償費（機密費）に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十一年度に平野博文内閣官房長官へ支出された内閣官房報償費の未使用額は、千六百二十一万九千八十二円であり、これについては、平成二十二年四月二十六日に国庫に返納する手続が行われた。

なお、このほかに、平野博文内閣官房長官からの請求がなく未執行となった内閣官房報償費が、二千二百一十一万千円ある。

二から四までについて

内閣官房報償費については、その取扱責任者である内閣官房長官が、責任を持ってこれを執行し、その用途等を検証しているところであり、お尋ねの内閣官房報償費の用途等の開示の範囲を含め、内閣官房報償費の透明性の確保を図る方策の詳細については、本年度一年間を通じて内閣官房報償費を執行する中で検討することとしている。

五及び六について

お尋ねの点も含め、先の答弁書（平成二十二年二月五日内閣衆質一七四第五三号）一から三までについ

てで述べたこと以上の詳細については、報償費という経費の性質上、また、過去の政権下で行われてきたものであることから、お答えすることはできない。